

第1 審査会の結論

福島県知事（以下「実施機関」という。）が、平成21年12月16日付け21会農林第4157号で行った公文書一部開示決定により不開示とした立木本数、補償額に係る部分のうち、別紙「開示すべき項目」欄記載の部分は開示すべきであるが、その他の部分については不開示が妥当である。

第2 異議申立てに係る経過

- 1 異議申立人は平成21年12月2日付けで、福島県情報公開条例（平成12年福島県条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して「平成19, 20, 21年度森林居住環境大滝線博士工区、谷ヶ地工区の新設工事に伴う森林の伐採量（材積）・補償額について一切の書類」との内容で開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 これに対して実施機関は、平成21年12月16日付けで、対象となった公文書の記載内容のうち「個人の住所」「氏名」「電話番号」「印影」「振込口座番号」「立木本数」「補償額」の部分について条例第7条第2号を適用し「個人に関する情報であって、当該情報の内容により特定の個人を識別できるものに該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため。」との理由を付して、公文書一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は平成21年12月21日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分の一部を不服として、実施機関に対し異議申立書を提出した。
- 4 これに対して実施機関は、平成22年1月8日付け福島県指令森第5028号により、異議申立人に「異議申立てに係る処分」「異議申立てに係る処分があったことを知った年月日」「処分庁の教示の有無及びその内容」についての補正を求め、異議申立人は平成22年1月25日付けの補正書により、その補正を行った。

第3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、開示しない部分のうち立木本数、補償額については処分の取り消しを求めるといふものである。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、異議申立書、意見書及び口頭による意見陳述を総合すると次のとおりである。

- (1) 公共事業である林道開設工事に係る立木本数、補償額はなんら個人情報に抵触するものでなく、公表すべきものである。

林道開設にあたり旧松坂地区住民の使用収益権、あるいは地権者、県外の地権者、町に対して相当額の対価（公金）を支払ったと推測でき、また伐採した広葉樹は市場で売買されたものも相当額（家具材、パルプ材として）あったと推測される。

- 公金の処理がどのようになされたかは個人情報ではなく、費用対効果も含めて行政機関・担当部局に説明責任がある。
- (2) 担当部局はさまざまな言辞を弄し、希少猛禽類・野生生物の保護対策をなおざりにして同工事を強行推進してきた。同林道工事を中止すべきである。
- また、同事業の期中評価、費用対効果の再検証等について、関係法令を遵守し事業を行い、その内容について県民に説明責任を果たすべきものとする。
- (3) 個人の口座にいくら補償金が振り込まれたかということではなくて、林道工事の費用対効果を算出するために、立木補償費がいくらであったのかの開示を求めているものである。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が異議申立てのあった対象公文書の立木本数、補償額の部分について不開示とした理由は、一部開示決定理由説明書及び口頭による理由説明を総合すると次のとおりである。

##### 1 本件対象公文書等について

異議申立人より開示することを請求された「平成19、20、21年度森林居住環境大滝線博士工区、谷ヶ地工区の新設工事に伴う森林の伐採量（材積）・補償額について一切の書類」とは、別紙に掲げる公文書（以下「対象公文書」という。）がこれにあたるものとする。

対象公文書は、各年度における森林居住環境大滝線博士工区、谷ヶ地工区の新設工事において立木を伐採するにあたって、所有者に対してその補償金を支払う手続きのために作成された文書である。

##### 2 条例第7条第2号の該当性について

以下のとおり、条例第7条第2号本文に該当すると認められるとともに、その内容及び性質からみて条例第7条第2号ただし書のいずれにも該当しない。

###### (1) 同号本文の該当性

本件対象公文書は、林道開設工事に係る立木の所有者（特定の個人）に対して支払われた補償金額及びその積算根拠を示したものである。（対象年度に公有地はなかった。）

林道開設工事には公金が支出されているが、異議申立人が開示を求めている対象公文書の立木本数、補償額の部分については、これを開示すると他の情報と照合することにより個人が識別され、個人の収入、資産等の財産情報を公にし、個人の権利利益を害することとなるため、同号本文に該当する。

###### (2) 同号ただし書の該当性

異議申立人が開示を求めている対象公文書の立木本数、補償額の部分については、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないため、ただし書アには該当しない。

また、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために公にすることが必要である情報ではないため、ただし書イには該当しない。

最後に、公務員等がその事務を遂行したことにより記録された職務の遂行に係る

情報ではないことから、ただし書ウには該当しない。

### 3 その他

異議申立人に公文書を開示する際に、補償の対象となった3年分の立木本数合計、補償額合計については口頭で、情報提供が可能である旨を伝えたが応じてもらえなかった。

## 第5 審査会の判断

### 1 審査会で判断する部分について

当審査会では、本件処分により対象公文書の不開示となった部分について、条例に基づき不開示とすることが妥当であるかどうかという点について、審査・判断を行うものである。

今回の異議申立てについては「開示しない部分のうち立木本数、補償額については処分の取り消しを求める。」との趣旨であるから、審査会では対象公文書の不開示部分のうち、立木本数、補償額に関連する部分について判断を行う。

### 2 本件対象公文書について

本件開示請求は、本県の林道基幹道整備事業に関連した、その立木伐採量と補償の支払いに係る公文書について開示を求めたものである。

審査会において対象公文書を見分したところ、実施機関が特定した対象公文書には、該当する林道整備事業の年度ごとの立木補償手続きに関連して、所有者に対して支払われた補償額やその算定の根拠となった立木本数などが記載されており、本件開示請求の趣旨に合致した公文書と認められる。

### 3 対象公文書の概要について

対象公文書は各年度ごとに林道事業の実施決定に始まり、事業を実施するにあたっての支出負担行為関係文書、実際に所有者に補償金を支払うための支出命令関係文書が、作成日の新しいものから古いものの順に綴られている。

対象公文書は、主に立木補償を行った所有者個人と締結した契約書や、所有者個人ごとに補償額を積算するために作成した立木明細書、その年度ごとの当初事業計画額や実補償額等を集計した各種の表などで構成されている。

対象公文書によると立木補償を受けた所有者は全て個人であり、その人数は平成19年度が2人、平成20年度が1人、平成21年度が3人であった。

対象公文書では、立木補償を受けた所有者個人ごとに作成された文書の氏名や住所の部分については開示していないが、工事施工箇所の所在地の地番等については開示しているため、所在地の地番等を、何人も閲覧することのできる土地登記簿と照合することにより、立木の所有者である個人を識別することができる記載内容となっている。

また、個人に支払われた補償額などの不開示となる項目の数値が算定されないよう、関係する項目を不開示とした部分が見受けられた。

### 4 条例第7条第2号の該当性について

#### (1) 条例第7条第2号の趣旨について

本号は、個人の尊厳と基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシーを最

大限に保護する必要があり、プライバシーはいったん開示されると、当該個人に対して回復し難い損害を与えることがあることから、特にプライバシーに関する情報については、最大限保護することを目的として規定されたものであると解される。

個人のプライバシーの概念は、その範囲も個人によって異なり、類型化することが困難であることから、プライバシーを含む個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るような情報が記録されている公文書は、原則として不開示とすることを定めたものであると解される。

ただし、情報の性質、内容によっては、たとえ個人が識別されなくとも、少人数の集団に関する情報が、当該集団に属する個人の権利利益を害することもあることから、個人識別性の判断に際しては、このような事情も考慮して解釈する必要がある。

また、本号ただし書は、個人が識別され得る個人情報には、公知の情報や人の生命、財産等を保護するために、公にすることが必要な情報が含まれることから、個人の権利利益を侵害しないもの及び個人の権利利益に優越する公益が認められる場合には、不開示としないことを限定的に定めたものと解される。

以上のような観点から、条例第7条第2号本文及びただし書の該当性について以下の(2)において、審査の対象となる項目について個別に判断する。

(2) 対象公文書の条例第7条第2号本文及びただし書の該当性について

対象となる公文書は平成19年度から21年度までの3年度分あり、以下のから<sup>21</sup>の文書で構成されているが、各年度の様式、審査の対象となる項目については各年度を通してほぼ共通しているので、文書ごとにその項目を判断した。(ただし、特定の年度に特に判断すべき項目等があれば、適宜判断した。)

また、特定年度にのみ存在する文書については、その年度を文書名の後に括弧書きで示した。

「支出命令書」

不開示とした部分の内「金額」「支出負担行為額」「既に支出した額」「今回支出額」「合計支出額」「支出未済額」「支出命令額」「合計」の項目について判断する。

対象となる項目の内「金額」「今回支出額」「支出命令額」の項目は、立木の所有者個人に支払われた実際の補償金額である。

「支出負担行為額」「合計支出額」「合計」の項目は、その年度に立木の所有者に支払われた補償金額の合計額である。

「既に支出した額」「支出未済額」の項目は不開示とした項目(「金額」「今回支出額」)の数値を算定できないよう、不開示とした部分であり、以下、各項目の個人情報の該当性を判断していく。

対象公文書では補償者の住所、氏名等について開示していないので、一見すると補償を受けた個人を識別することはできないが、対象公文書の随所に補償立木所在地の地番等が記載されていることから、何人も閲覧することのできる土地登記簿と地番等を照合することにより、その年度に補償を受けた個人を識別することができる。

「金額」「今回支出額」「支出命令額」の項目は、立木の所有者個人に支払われ

た実際の補償金額であり、個人の収入、資産等財産状況に関する情報にあたると考えられる。

「支出負担行為額」「合計支出額」「合計」の項目はその年度に立木所有者に支払われた補償金額の合計であり、個人に支払われた補償金額ではない（平成20年度の補償者は1人なので「金額」等の判断に準じる。）が、平成19年度は2人、平成21年度は3人というごく少人数に支払われた補償金額の合計であるため、補償面積の割合などからその補償額をある程度推測することができ、個人の権利利益を害するおそれがある情報と認められる。

また、「既に支出した額」「支出未済額」の項目は、不開示とした項目の数値を算定できないよう不開示とした部分であり、妥当と考えられる。

これらのことから、この文書で対象となる項目は他の情報と照合することにより立木補償を受けた特定の個人を識別することができ、その収入、資産等の財産状況を知ることのできる情報又は公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれのある情報であることから、条例第7条第2号の個人情報に該当する。

また、ただし書のいずれにも該当しないことから、これらの項目について実施機関が不開示とした判断は妥当である。

「請求書」

不開示とした部分の内「補償代金」「補償金額」「補償金額（合計）」の項目について判断する。

対象となる項目は、いずれも立木の所有者個人に支払われた実際の補償金額であり、個人の収入、資産等財産状況に関する情報にあたると考えられる。

対象公文書では補償者の住所、氏名等について開示していないので、一見すると補償を受けた個人を識別することはできないが、補償立木所在地の地番等が対象公文書の随所に記載されていることから、何人も閲覧することのできる土地登記簿と地番等を照合することにより、その所有者である個人を識別することができる。

これらのことからこの文書で対象となる項目は、他の情報と照合することにより立木補償を受けた特定の個人を識別することができ、その収入、資産等の財産状況を知ることのできる情報であることから、条例第7条第2号の個人情報に該当する。

また、ただし書のいずれにも該当しないことから、これらの項目について実施機関が不開示とした判断は妥当である。

「立木伐採完了届」（平成19・21年度）

不開示とした部分の内「補償金額」「補償金額（合計）」の項目について判断する。

対象となる項目は、いずれも立木の所有者個人に支払われた実際の補償金額であり、個人の収入、資産等財産状況に関する情報にあたると考えられることからと同様に判断する。

「伐採完了通知書」（平成20年度）

不開示とした部分の内「補償金額」「補償金額（合計）」の項目について判断する。

対象となる項目は、いずれも立木の所有者個人に支払われた実際の補償金額であ

り、個人の収入、資産等財産状況に関する情報にあたると考えられることから と同様に判断する。

「支出負担行為調書」

不開示とした部分の内「金額」「当初の支出負担行為額」「支出負担行為済額」「今回支出負担行為額」「支出負担行為額」「合計」の項目について判断する。

対象となる項目の内「支出負担行為額」の項目は、立木の所有者個人に支払われた実際の補償金額である。

「金額」「合計」の項目は、その年度に立木の所有者に支払われた補償金額の合計額である。

「当初の支出負担行為額」「支出負担行為済額」「今回支出負担行為額」の項目（いずれも年度中変更のあった平成20年度のみ）の項目は不開示とした項目（「支出負担行為額」「合計」）の数値を算定できないよう、不開示とした部分であり、以下、各項目の個人情報の該当性を判断していく。

対象公文書では補償者の住所、氏名等について開示していないので、一見すると補償を受けた個人を識別することはできないが、対象公文書の随所に補償立木所在地の地番等が記載されていることから、何人も閲覧することのできる土地登記簿と地番等を照合することにより、その年度に補償を受けた個人を識別することができる。

「支出負担行為額」の項目は、立木の所有者個人に支払われた実際の補償金額であり、個人の収入、資産等財産状況に関する情報にあたると考えられる。

「金額」「合計」の項目はその年度に立木所有者に支払われた補償金額の合計であり、個人に支払われた補償金額ではない（平成20年度の補償者は1人なので「支出負担行為額」の判断に準じる。）が、平成19年度は2人、平成21年度は3人というごく少人数に支払われた補償金額の合計であるため、補償面積の割合などからその補償額をある程度推測することができ、個人の権利利益を害するおそれがある情報と認められる。

また、「当初の支出負担行為額」「支出負担行為済額」「今回支出負担行為額」の項目は、不開示とした項目の数値を算定できないよう不開示とした部分であり、妥当と考えられる。

これらのことから、この文書で対象となる項目は他の情報と照合することにより立木補償を受けた特定の個人を識別することができ、その収入、資産等の財産状況を知ることのできる情報又は公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれのある情報であることから、条例第7条第2号の個人情報に該当する。

また、ただし書のいずれにも該当しないことから、これらの項目について実施機関が不開示とした判断は妥当である。

「立木損失補償契約書」

不開示とした部分の内「契約金額」及び別表第2中の「補償金額（円）」の項目について判断する。

対象となる項目は、いずれも立木の所有者個人に支払われた実際の補償金額であり、個人の収入、資産等財産状況に関する情報にあたると考えられることから と同様に判断する。

#### 「起工伺」

不開示とした「直営額」「契約額」「工事価格」「現契約額と変更契約額との比較」「当初契約額」「工事又は製造計画決定額」「残額」「今回伺額」「工事又は製造計画決定額との比較増減」の項目について判断する。

対象となる項目の内「契約額」「工事価格」「現契約額と変更契約額との比較」「当初契約額」の項目は、立木の所有者個人に支払われた実際の補償金額である。

「直営額」「今回伺額」の項目は、その年度に立木の所有者に支払われた補償額の合計額である。

「工事又は製造計画決定額」「残額」「工事又は製造計画決定額との比較増減」の項目は不開示とした項目（「今回伺額」）の数値を算定できないよう、不開示とした部分であり、以下、各項目の個人情報に該当性を判断していく。

対象公文書では補償者の住所、氏名等について開示していないので、一見すると補償を受けた個人を識別することはできないが、対象公文書の随所に補償立木所在地の地番等が記載されていることから、何人も閲覧することのできる土地登記簿と地番等を照合することにより、その年度に補償を受けた個人を識別することができる。

「契約額」「工事価格」「現契約額と変更契約額との比較」「当初契約額」の項目は、立木の所有者個人に支払われた実際の補償金額であり、個人の収入、資産等財産状況に関する情報にあたりと考えられる。

「直営額」「今回伺額」の項目はその年度に立木所有者に支払われた補償額の合計であり、個人に支払われた補償金額ではない（平成20年度の補償者は1人なので「契約額」等の判断に準じる。）が、平成19年度は2人、平成21年度は3人というごく少人数に支払われた補償額の合計であるため、補償面積の割合などからその補償額をある程度推測することができ、個人の権利利益を害するおそれがある情報と認められる。

また、「工事又は製造計画決定額との比較増減」の項目は、不開示とした項目の数値を算定できないよう不開示とした部分であり、妥当と考えられる。

これらのことからこの文書で対象となる項目は、他の情報と照合することにより立木補償を受けた特定の個人を識別することができ、その収入、資産等の財産状況を知ることのできる情報又は公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれのある情報であることから、条例第7条第2号の個人情報に該当する。

また、ただし書のいずれにも該当しないことから、これらの項目について実施機関が不開示とした判断は妥当である。

一方、「工事又は製造計画決定額」「残額」の項目については、開示しても不開示とする項目の数値を算定することはできず、条例第7条第2号の個人情報に該当しないことから、不開示とする理由はなく、開示することが妥当である。

#### 「起工計画書」

不開示とした「設計額」「直営額」「契約予定額」「工事価格」「計」「用地費及び補償費」「純（本）工事費等」「工事費」「事業費」「執行額」「累計」「差引残」「補償補填」「純（本）工事費計」の項目について判断する。

対象となる項目の内「設計額」「直営額」「用地費及び補償費」「補償補填」の

項目は、その年度に立木の所有者に支払われた補償金額の合計額であり、その他の項目は不開示とした項目（「設計額」等）の数値を算定できないよう、不開示とした部分である。

対象公文書では補償者の住所、氏名等について開示していないので、一見すると補償を受けた個人を識別することはできないが、対象公文書の随所に補償立木所在地の地番等が記載されていることから、何人も閲覧することのできる土地登記簿と地番等を照合することにより、その年度に補償を受けた個人を識別することができる。

「設計額」等の項目はその年度に立木所有者に支払われた補償金額の合計であり、個人に支払われた補償金額ではない（平成20年度の補償者は1人なのでの判断に準じる。）が、平成19年度は2人、平成21年度は3人というごく少人数に支払われた補償金額の合計であるため、補償面積の割合などからその補償額をある程度推測することができ、個人の権利利益を害するおそれがある情報と認められる。

また、その他の項目は不開示とした項目の数値を算定できないよう不開示とした部分であり、妥当と考えられる。

これらのことからこの文書で対象となる項目は、他の情報と照合することにより立木補償を受けた特定の個人を識別することができ、その収入、資産等の財産状況を知ることのできる情報又は公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれのある情報であることから、条例第7条第2号の個人情報に該当する。

また、ただし書のいずれにも該当しないことから、これらの項目について実施機関が不開示とした判断は妥当である。

「森林居住環境整備（県営）直営補償 大滝線 当初設計書」（平成19・20年度）

立木本数、補償額に関連する項目はないため、特に判断しない。

「立木損失補償一覧表 補償台帳」

不開示とした部分の内「補償金額」「補償金額（合計）」の項目について判断する。

対象となる項目は、いずれも立木の所有者個人に支払われた実際の補償金額であり、個人の収入、資産等財産状況に関する情報にあたりと考えられることからと同様に判断する。

「立木損失補償明細表」

不開示とした部分の内「本数」「本数（小計・合計）」「金額（円）」「金額（円）（小計・合計）」「金額（円）（消費税額）」「補償額」「補償額（計・小計・合計）」「消費税分」「消費税等課税対象額」「対象額計」「対象額計（小計）」「実補償額（消費税込み）」「用材林補償額計（税抜き）」の項目について判断する。

対象となる項目の内「本数」「本数（小計・合計）」は、補償対象となった個人の所有する立木の詳細な明細であり、個人の収入、資産等財産状況に関する情報にあたりと考えられる。

また、その他の項目は、いずれも立木の所有者個人に支払われた実際の補償金額であり、個人の収入、資産等財産状況に関する情報にあたりと考えられる。

対象公文書では補償者の住所、氏名等について開示していないので、一見すると立

木を所有する個人を識別することはできないが、対象公文書の随所に記載されている補償立木所在地の地番等を、何人も閲覧することのできる土地登記簿と照合することにより、立木の所有者である個人を識別することができる。

これらのことからこの文書で対象となる項目は、他の情報と照合することにより立木を所有する特定の個人を識別することができ、その収入、資産等の財産状況を知ることのできる情報であることから、条例第7条第2号の個人情報に該当する。

また、立木の所有者がどのような立木をどれだけ有するかについては、公示されるものではなく、必ずしも外部に明らかになっているものでもないことから、ただし書のアには該当せず、その他、ただし書イ、ウにも該当しないことから、これらの項目について実施機関が不開示とした判断は妥当である。

「消費税等対象額算出明細書」（平成19・20年度）

不開示とした部分の内「本数」「本数（計・小計）」「補償額」「補償額（計・小計）」「用材林補償額計（税抜き）」の項目について判断する。

対象となる項目の内「本数」「本数（計・小計）」は、補償対象となった個人の所有する立木の詳細な明細であり、その他の項目は立木の所有者個人に支払われた実際の補償金額であることから、いずれも個人の収入、資産等財産状況に関する情報にあたるためと同様に判断する。

「消費税等相当額算定調書」（平成19・20年度）

不開示とした「税抜き補償額」「税抜き補償額（計）」「対象金額」「対象金額（計）」「消費税相当額」「消費税相当額（計）」「補償金額」「補償金額（計）」の項目について判断する。

対象となる項目は、いずれも立木の所有者個人に支払われた実際の補償金額であり、個人の収入、資産等財産状況に関する情報にあたることからと同様に判断する。

「毎木調査野帳」

不開示とした部分の内「樹種」「林齢」「胸高直径」「樹高」「毎木覧」「本数」「本数（合計）」の項目について判断する。

対象となる項目は、いずれも補償対象となった個人の所有する立木の詳細な明細であり、個人の収入、資産等財産状況に関する情報にあたることから考えられる。

対象公文書では補償者の住所、氏名等について開示していないので、一見すると立木を所有する個人を識別することはできないが、対象公文書の随所に記載されている補償立木所在地の地番等を、何人も閲覧することのできる土地登記簿と照合することにより、立木の所有者である個人を識別することができる。

これらのことからこの文書で対象となる項目は、他の情報と照合することにより立木を所有する特定の個人を識別することができ、その収入、資産等の財産状況を知ることのできる情報であることから、条例第7条第2号の個人情報に該当する。

また、立木の所有者がどのような立木をどれだけ有するかについては、公示されるものではなく、必ずしも外部に明らかになっているものでもないことから、ただし書のアには該当せず、その他、ただし書イ、ウにも該当しないことから、これらの項目について実施機関が不開示とした判断は妥当である。

「用材林補償額一覧表」（平成20年度）

立木本数、補償額に関連する項目はないため、特に判断しない。

「立木損失補償伐採代行届」（平成20年度）

立木本数、補償額に関連する項目はないため、特に判断しない。

「立木損失補償契約解除通知書」（平成20年度）

立木本数、補償額に関連する項目はないため、特に判断しない。

「林道事業変更承認通知書」（平成19年度）

立木本数、補償額に関連する項目はないため、特に判断しない。

「平成19年度林道事業費変更決定一覧表」（平成20年度）

不開示とした「事業費（決定）」、「事業費（変更）」、「事業費（差引増減）」、「補償費（決定）」、「補償費（変更）」、「補償費（差引増減）」、「地元負担額（決定）」、「地元負担額（変更）」の項目について判断する。

対象となる項目の内「補償費（変更）」の項目は、その年度に立木の所有者に支払われた補償金額の合計額であり、その他の項目は不開示とした項目（「補償費（変更）」等）の数値を算定できないよう、不開示とした部分であることからと同様と判断する。

「林道事業の実施決定について」

立木本数、補償額に関連する項目はないため、特に判断しない。

21 「林道事業路線別決定一覧表」

不開示とした「単価」「事業費」「補償費」「地元負担額」の項目について判断する。

この文書における「補償費」の項目は、その年度の林道整備事業を行うにあたり、当初の補償予定額を記載したものである。

「単価」「事業費」「地元負担額」の各項目は不開示とした項目（「補償費」）の数値を算定できないよう、不開示とした部分であり、以下、各項目の個人情報の該当性を判断していく。

対象公文書では補償者の住所、氏名等について開示していないので、一見すると補償を受けた個人を識別することはできないが、他の対象公文書に補償立木所在地の地番等が記載されていることから、何人も閲覧することのできる土地登記簿と地番等を照合することにより、その年度に補償を受けた個人を識別することができる。

しかし、この文書における「補償費」の項目は、事業を実施するため当初の予定額として計上されたものであるため、実際に個人に支払われた補償額と乖離した金額となっており、また、補償面積の割合などからもその補償額を推測することは困難である。

よって、特定の個人を識別することができ、その収入、資産等の財産状況を知ることのできる情報又は公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれのある情報にはあたらないことから、条例第7条第2号の個人情報には該当せず、開示することが妥当であると考えられる。

また、不開示とした項目の数値を算定できないよう不開示とした、「単価」「事業費」「地元負担額」の項目については、「補償費」の項目を開示することが妥当と判

断されたことから、不開示とする理由がなく、開示することが妥当である。

## 5 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、実施機関は県民の県政に対する理解と信頼を深め、公正で開かれた県政を推進するため、以下の点に留意し、情報公開制度の適正な運営に努めていくべきものとする。

条例第33条で実施機関は、開示請求をしようとするものに対して、その利便を考慮した適切な措置を講ずると共に、請求のあった公文書の特定に係る相談や必要な支援を行うこととされている。

実施機関は円滑な制度運営のため、条例の趣旨に沿った公文書の特定に係る相談や必要な支援に努めていくべきものとする。

また、具体的にどの記述を不開示とするかについては、実施機関の条例の趣旨に沿った合目的な裁量に委ねられているが、不開示とした項目の数値を算定できないよう関係する項目を不開示とする場合などの検討に際しては、開示請求者の請求趣旨等を考慮した上で、開示する文書間の項目の関連性やその項目の公の度合いについて十分検討し、その判断をするよう努めるべきものとする。

## 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

「別紙」

NO	文書名	対象となる不開示項目	開示すべき項目	開示しない理由
	支出命令書	「金額」 「支出負担行為額」 「既に支出した額」 「今回支出額」 「合計支出額」 「支出未済額」 「支出命令額」 「合計」	なし	条例第7条第2号の個人情報に該当し、また、ただし書のいずれにも該当しないため。
	請求書	「補償代金」 「補償金額」 「補償金額（合計）」	なし	条例第7条第2号の個人情報に該当し、また、ただし書のいずれにも該当しないため。
	立木伐採完了届	「補償金額」 「補償金額（合計）」	なし	条例第7条第2号の個人情報に該当し、また、ただし書のいずれにも該当しないため。
	伐採完了通知書	「補償金額」 「補償金額（合計）」	なし	条例第7条第2号の個人情報に該当し、また、ただし書のいずれにも該当しないため。
	支出負担行為調書	「金額」 「当初の支出負担行為額」 「支出負担行為済額」 「今回支出負担行為額」 「支出負担行為額」 「合計」	なし	条例第7条第2号の個人情報に該当し、また、ただし書のいずれにも該当しないため。
	立木損失補償契約書	「契約金額」 別表第2中の「補償金額（円）」	なし	条例第7条第2号の個人情報に該当し、また、ただし書のいずれにも該当しないため。
	起工伺	「直営額」 「契約額」 「工事価格」 「現契約額と変更契約額との比較」 「当初契約額」 「工事又は製造計画決定額」 「残額」 「今回伺額」 「工事又は製造計画決定額との比較増減」	「工事又は製造計画決定額」 「残額」	条例第7条第2号の個人情報に該当し、また、ただし書のいずれにも該当しないため。（開示すべき項目を除く。）
	起工計画書	「設計額」 「直営額」 「契約予定額」 「工事価格」 「計」 「用地費及び補償費」 「純（本）工事費等」 「工事費」 「事業費」 「執行額」 「累計」 「差引残」 「補償補填」 「純（本）工事費計」	なし	条例第7条第2号の個人情報に該当し、また、ただし書のいずれにも該当しないため。
	森林居住環境整備（県営）直営補償 大滝線 当初設計書	なし		
	立木損失補償一覧表 補償台帳	「補償金額」 「補償金額（合計）」	なし	条例第7条第2号の個人情報に該当し、また、ただし書のいずれにも該当しないため。

NO	文書名	対象となる不開示項目	開示すべき項目	開示しない理由
	立木損失補償費明細表	「本数」 「本数（小計・合計）」 「金額（円）」 「金額（円）（小計・合計）」 「金額（円）（消費税額）」 「補償額」 「補償額（計・小計・合計）」 「消費税分」 「消費税等課税対象額」 「対象額計」 「対象額計（小計）」 「実補償額（消費税込み）」 「用材林補償額計（税抜き）」	なし	条例第7条第2号の個人情報に該当し、また、ただし書のいずれにも該当しないため。
	消費税等対象額算出明細書	「本数」 「本数（計・小計）」 「補償額」 「補償額（計・小計）」 「用材林補償額計（税抜き）」	なし	条例第7条第2号の個人情報に該当し、また、ただし書のいずれにも該当しないため。
	消費税等相当額算定調書 （建物移転料等の通常生ずる損失の補償）	「税抜き補償額」 「税抜き補償額（計）」 「対象金額」 「対象金額（計）」 「消費税相当額」 「消費税相当額（計）」 「補償金額」 「補償金額（計）」	なし	条例第7条第2号の個人情報に該当し、また、ただし書のいずれにも該当しないため。
	毎木調査野帳	「樹種」 「林齢」 「胸高直径」 「樹高」 「毎木覧」 「本数」 「本数（合計）」	なし	条例第7条第2号の個人情報に該当し、また、ただし書のいずれにも該当しないため。
	用材林補償額一覧表	なし		
	立木損失補償伐採代行届	なし		
	立木損失補償契約解除通知書	なし		
	林道事業変更承認通知書	なし		
	平成19年度林道事業費変更決定一覧表	「事業費（決定）」 「事業費（変更）」 「事業費（差引増減）」 「補償費（決定）」 「補償費（変更）」 「補償費（差引増減）」 「地元負担額（決定）」 「地元負担額（変更）」	なし	条例第7条第2号の個人情報に該当し、また、ただし書のいずれにも該当しないため。
	林道事業の実施決定について	なし		
21	林道事業路線別決定一覧表	「単価」 「事業費」 「補償費」 「地元負担額」	「単価」 「事業費」 「補償費」 「地元負担額」	なし

## 別表

## 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成22年 2月 1日	・ 諮問書受付
平成22年 2月 3日	・ 実施機関に一部開示決定理由説明書の提出を要求
平成22年 3月 1日	・ 実施機関から一部開示決定理由説明書の提出
平成22年 3月 2日	・ 異議申立人に一部開示決定理由説明書を送付 ・ 異議申立人に一部開示決定理由説明書に対する意見書の提出を要求
平成22年 3月23日	・ 異議申立人が一部開示決定理由説明書に対する意見書を提出
平成22年 3月25日	・ 実施機関に異議申立人の一部開示決定理由説明書に対する意見書の閲覧と交付の希望の有無について照会
平成22年 3月26日	・ 実施機関が異議申立人の意見書の閲覧と交付を希望
平成22年 3月29日	・ 実施機関へ異議申立人の意見書の閲覧と交付を実施
平成22年 4月21日 (第175回審査会)	・ 異議申立ての経過説明 審議
平成22年 5月26日 (第176回審査会)	・ 異議申立人から意見を聴取 ・ 審議
平成22年 6月16日 (第177回審査会)	・ 実施機関から意見を聴取 ・ 審議
平成22年 7月21日 (第178回審査会)	・ 審議
平成22年 8月18日 (第179回審査会)	・ 審議
平成22年 9月22日 (第180回審査会)	・ 審議
平成22年10月27日 (第181回審査会)	・ 審議

参考

福島県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	現 職 等	備 考
金井 光生	国立大学法人福島大学行政政策学類 准教授	
佐々木廣充	弁護士	会長職務代理者
丹野 豊子	行政書士	
富田 哲	国立大学法人福島大学行政政策学類 教授	会 長
濱田千恵子	NPO法人理事	